

報道関係者各位

令和 7年 3月 5日
照会先
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 平野 真吾
賃金指導官 栗田 政典
電話 058-245-8104

岐阜県陶磁器上絵付業に係る最低工賃の 改正決定について（諮問）

令和7年3月5日（水）に開催された岐阜地方労働審議会において、岐阜労働局（局長 原田 浩一）から岐阜地方労働審議会（会長 栗山 知）に対し、家内労働法第10条の規定に基づき「岐阜県陶磁器上絵付業に係る最低工賃の改正決定について」諮問を行いました。

今後、最低工賃専門部会を設置し、最低工賃の改正決定について調査審議を行います。

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃は、下記一覧表の品目、規格、転写の業務に係る岐阜県内の委託者及び家内労働者に適用されています。

陶磁器上絵付業（転写業務1個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日 平成9年3月31日

品目	規格		転写の業務			金額
	寸法	形状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん （ふたなし）	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面	1枚	3円50銭
	湯呑茶わん （ふたなし）	径が5センチメートル以上 8センチメートル未満のもの				円筒形
	小皿	径が11センチメートル以上 12センチメートル未満のもの	丸形	平面積の4分の1以上2分の1以下		3円50銭
洋食器	マグカップ	径が7センチメートル以上 9センチメートル未満のもの	側面積の4分の1以上4分の3以下	側面		4円05銭
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上 19.5センチメートル未満のもの	丸形で リム形	みこみ面積の2分の1以上		みこみ

添付資料 諮問文写し



岐労発基 0305 第 1 号
令和 7 年 3 月 5 日

岐阜地方労働審議会

会長 栗山 知 殿

岐阜労働局長

原田 浩一

岐阜県陶磁器上絵付業に係る最低工賃の改正決定について（諮問）

標記について、家内労働法第 10 条の規定に基づき、岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃（平成 9 年岐阜労働基準局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。